

2015 年 11 月 26 日
東日本旅客鉄道株式会社

Suica に関するデータの社外への提供に関する有識者会議「とりまとめ」の受領について

Suica に関するデータの社外への提供についての取り組みに関して、弊社では、2013 年 9 月 6 日に「Suica に関するデータの社外への提供についての有識者会議」（以下、有識者会議）を設置し、同取り組みに係る問題の整理および今後の取扱い等についてご議論いただいております。

この度、有識者会議における「とりまとめ」を当社が受領いたしましたので、以下にお知らせいたします。

1. 有識者会議の開催概要

(1) 会議の設置

2013 年 9 月に有識者会議設置・第 1 回会議開催、以後 2014 年 2 月までに計 5 回開催

2014 年 2 月に開催の第 5 回会議で「中間とりまとめ」が承認され、当社が受領

2014 年 3 月に「中間とりまとめ」受領に関するプレスリリースを実施

2015 年 10 月に開催の第 8 回会議で「とりまとめ」が承認され、当社が受領

(2) 有識者会議委員(役職は就任当時)

堀部 政男 一橋大学名誉教授

(座長、就任期間：2013 年 9 月 6 日～12 月 31 日)

高芝 利仁 高芝法律事務所弁護士(座長代理)

青山 理恵子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会副会長

藤原 静雄 中央大学法科大学院教授

(3) 主な検討事項

- ・「7 月提供の Suica 分析用データ」提供の問題の整理について
- ・今後の社外への提供について

2. 「とりまとめ」の概要

別紙参照

3. 今後の当社の取り組み

今後の **Suica** に関するデータの社外への提供については、改正個人情報保護法および今後制定される関係政令や個人情報保護委員会規則等を踏まえ、検討していきます。

あわせて、より一層お客さまに安心・納得していただくためにも、**Suica** データを統計処理した分析結果を有用で公益性の高い取り組みに活用し、かつ積極的な情報発信を行ってまいります。

「とりまとめ」で指摘されている通り、お客さまへの配慮が不足し、ご不安をおかけしたことについて、あらためて真摯に受け止め、これまでの経験および改正個人情報保護法等を踏まえ、必要に応じて有識者からのご助言をいただきながら今後の取り組みについて検討を進めてまいります。

「とりまとめ」資料については、以下をご覧ください。

○「とりまとめ」資料（2015 年 10 月）

http://www.jreast.co.jp/information/aas/20151126_torimatome.pdf

1. 本会議について

○ 本会議では、「中間とりまとめ※¹」提出以降、主に以下2点の検討を実施した。

- ① 個人情報保護法改正に関する動向の整理について
- ② JR東日本の活動の評価について

○ この度、改正個人情報保護法が、2015年9月3日に成立し、同月9日に公布されたことを受けて、中間とりまとめ以降の動きを、とりまとめることとした。

■ 構成員（役職は就任当時）

座長

・堀部 政男

一橋大学 名誉教授

（就任期間：2013年9月6日～2013年12月31日）

座長代理

・高芝 利仁

高芝法律事務所 弁護士

委員（50音順）

・青山 理恵子

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 副会長

・藤原 静雄

中央大学法科大学院 教授

■ 開催状況

第1回会議（2013 年9 月6 日開催）

第2回会議（2013 年10 月2 日開催）

第3回会議（2013 年11 月14 日開催）

第4回会議（2013 年12 月26 日開催）

第5回会議（2014 年2 月13 日開催）

* 中間とりまとめをJR東日本に提出

第6回会議（2014 年11 月6 日開催）

・Suica分析結果の公益目的での活用
想定について

第7回会議（2015 年4 月3 日開催）

・Suica分析結果の活用の取組について

第8回会議（2015 年10 月20 日開催）

・「とりまとめ」の作成及び承認

* とりまとめをJR東日本に提出

※1 Suicaに関するデータの社外への提供についての有識者会議の検討結果について、2014年2月にJR東日本に提出した「中間とりまとめ」。

2. 「中間とりまとめ」提出以降の個人情報保護法改正に関する動向について

- 「中間とりまとめ」提出後、個人情報保護法改正の検討がさらに進み、2015年3月10日に「個人情報保護法改正法案」が国会に提出され、同年9月3日に成立し、同年9月9日に公布された。今後は、施行に向けた政令案の検討などが予定されている。
- 改正法には、例えば、Suicaデータのようなパーソナルデータを利活用するための匿名加工情報の規定が盛り込まれるなど、本会議において重要な議論のポイントとなった内容も含まれている。
- なお、匿名加工情報の作成は、新たに設置される個人情報保護委員会が定める規則に従うこととされている。

3. 公益利用を目的とした社内活用の検討について

- JR東日本は、「中間とりまとめ」の提言を受け、駅乗換案内表示に関する分析等、サービス向上を目的としてSuicaデータを統計処理した分析結果の社内活用の検討・実施を行った。
- 例えば、「目黒駅における他線乗換動線の改善」は、鉄道の利用に不慣れな利用者のスムーズな移動を支援する公益的な取組であり、かつ、これまで現場の勘や経験で把握していたような課題について、Suicaデータを統計処理した分析結果で可視化して解決しており、ビッグデータ活用で生み出される価値が、社会から理解される取組の一つと史料する。
- このような取組を積み重ね、利用者の安心・納得のもと、ビッグデータを活用することで生み出される価値が社会からより一層理解されることは重要である。

4. まとめ

- ビッグデータの利活用を進めるためには、利用者との信頼関係が重要となる。2013年7月の日立製作所へのSuica分析用データ※²提供にあたっては、配慮に欠けているのではないかと、多くの利用者から批判や不安視する声があった。JR東日本はこれまでの反省と経験並びにこの度の法改正による枠組みを踏まえ、今後、ビッグデータの利活用について具体的に取組んで行くことが望まれる。
- 本会議としては、JR東日本が、利用者への配慮に十分意を用い、社会の期待に応えるようなビッグデータの利活用による成果を積み重ねることにより、今後、利用者の利便性向上はもとより、我が国の社会や経済の発展に寄与することを期待するものである。

※2 Suica利用データから氏名・電話番号・物販情報等を除外し、生年月日を生年月に変換した上、さらに、SuicaID番号を不可逆の別異の番号に変換したデータ。